

令和 7 年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、蔵王町、川崎町、山元町、大衡村、石巻地方広域水道企業団、いわき市、喜多方市、南相馬市、伊達市、泉崎村（以下「参加団体」という。）、宮城県及び福島県が令和 7 年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を共同で選定するために必要な事項を定めるものである。

第 1 募集事項

- 1 案件名 令和 7 年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務
- 2 契約期間
契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- 3 業務内容
別紙「令和 7 年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり

第 2 事業費（提案上限額）

金 51, 000, 000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

なお、参加団体ごとの提案上限価格は下表のとおりとする。

蔵王町	3,790,000円	（消費税及び地方消費税を含む。）
川崎町	3,740,000円	（消費税及び地方消費税を含む。）
山元町	3,830,000円	（消費税及び地方消費税を含む。）
大衡村	3,460,000円	（消費税及び地方消費税を含む。）
石巻地方広域水道企業団	9,500,000円	（消費税及び地方消費税を含む。）
いわき市	8,570,000円	（消費税及び地方消費税を含む。）
喜多方市	4,980,000円	（消費税及び地方消費税を含む。）
南相馬市	4,780,000円	（消費税及び地方消費税を含む。）
伊達市	5,140,000円	（消費税及び地方消費税を含む。）
泉崎村	3,210,000円	（消費税及び地方消費税を含む。）

第 3 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 2 参加団体のいずれにおいても入札参加登録事業者指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- 3 別紙に定める参加団体において、参加資格の確認に必要となる書類を提出済みであること。
- 4 団体又はその代表者、雇用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 号及び第 6 号に規定する暴力団、暴力団員でない者及び参加団体で個別に設置されている「契

約における暴力団等排除措置」に関する条例等の規定に基づく入札参加除外措置を受けた者でないこと。

- 5 令和2年4月1日以降に本業務と同種又は類似の地方公共団体受託業務の元請けとして1件以上の履行実績を有し、本業務の円滑な履行ができる実施体制があること。

第4 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| 1 企画提案募集開始 | 令和7年5月7日（水） |
| 2 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和7年5月14日（水）正午 |
| 3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和7年5月20日（火） |
| 4 企画提案参加表明書の提出期限 | 令和7年5月23日（金）正午 |
| 5 企画提案書の提出期限 | 令和7年5月28日（水）正午 |
| 6 一次審査（書類審査） | 令和7年6月4日（水） |
| 7 一次審査（書類審査）の結果通知、プレゼンテーション審査の案内 | 令和7年6月9日（月） |
| 8 プレゼンテーション審査 | 令和7年6月11日（水） |
| 9 選考結果の通知 | 令和7年6月13日（金） |
- ※ 一次審査（書類審査）は、原則として応募者が3者を超えた場合のみ実施する。
- ※ スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

第5 応募手続

- 1 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答
- （1）受付期限 令和7年5月14日（水）正午まで（必着）
- （2）提出方法
- イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。
- ロ 電子メールアドレスは、次のとおりとする。
- kensui.j@town.miyagi-yamamoto.lg.jp
- 令和7年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務の共同発注協議会事務局
（山元町建設水道課上下水道班）
- ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- （3）回答方法
- 質問に対する回答は、令和7年5月20日（火）に、令和7年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務の共同発注協議会事務局（山元町）のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。
- 2 企画提案参加表明書の提出
- （1）提出書類
- イ 企画提案参加表明書（様式第2号） 1部
- ロ 宣誓書（様式第3号） 1部
- ハ 公募型プロポーザル実施要領第3の5に規定する履行実績が確認できる契約書の写し及び仕様書の写し等 1部

※ 提出書類に基づき、応募資格の審査を行う。応募資格が認められず失格となった場合は、当該応募者に対してその理由を付して文書により通知する。

(2) 提出期限 令和7年5月23日(金) 正午まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 〒989-2292

令和7年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務の共同発注協議会事務局
宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山32

山元町建設水道課上下水道班(山元町役場1階)

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書(様式第4号) 1部

ロ 企画提案書(任意様式) 12部及び電子媒体1部

企画提案書はA4版、片面印刷(カラー印刷可)とし、表紙、目次、企画提案者の概要を除き10ページ以内(参考資料等の添付資料を含む)とする。また、電子媒体のデータはPDF形式によるものとし、CD-R又はDVD-Rにより提出すること。

ハ 概算見積書(任意様式) 12部

積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。(総額のほか参加団体ごとの金額及び積算内訳を記載すること。)

(2) 企画提案書の構成

次に掲げる内容を全て記載すること。

イ 表紙

「名称」、「住所」、「代表者名」、「担当者名(所属、職、氏名)」、「連絡先(電話番号、電子メールアドレス)」

ロ 目次

ハ 企画提案者(以下「提案者」という。)の概要

(イ) 企業理念

(ロ) 売上・経常利益・資本金・従業員数等の経営状況及び事業規模が分かる指標

(ハ) 同種又は類似の地方公共団体受託業務実績とその実施年度(令和2年4月1日以降)

ニ 本文

(イ) 業務の実施方針

事業目的への理解と、業務への取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。

(ロ) 業務の実施フロー

限られた期間での作業となることから、事業目的の実現に向け、特に参加団体との連絡・調整や業務分担を的確に行うことができるよう、業務の進め方等を簡潔に記載すること。

(ハ) 業務の実施方法

要求水準書第4章「4-2. 内容及び企画提案に係る要求水準」について、業務の実施方法を記載すること。

(二) その他効果が期待できる独自の提案

事業目的の実現のため、提案者が持つ技術・ノウハウ・資源等を活用した独自の提案があれば、具体的に記載すること。

ホ 業務実施体制

本業務を遂行するに当たっての人員体制及び実施スケジュールを記載すること。また、業務実施に必要又は有用な資格を所持している者がいる場合は、保有資格、実務経験年数、本業務と同種又は類似の業務経歴等を記載すること。

(3) 提出期限 令和7年5月28日(水)正午まで(必着)

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 〒989-2292

令和7年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務の共同発注協議会事務局
宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山32
山元町建設水道課上下水道班(山元町役場1階)

第6 事業者の決定

1 事業者の選定方法

提案の審査を厳正かつ公平に行うため、令和7年度衛星管路調査業務事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、下記3の審査項目及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査する。

選定委員会における審査により、満点の6割以上である企画提案を行った提案者のうち、評価合計点の多い順に順位を決定し、第1位の者を選定する。評価合計点の第1位の者が複数いる場合は、選定委員会において協議の上で事業者を選定する。提案者が1者のみの場合は、評価合計点満点の6割以上となった場合のみ選定する。

なお、応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、下記2(1)の一次審査(書類審査)を実施する。

2 審査内容

(1) 一次審査(書類審査)

イ 実施日 令和7年6月4日(水)

ロ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、下記3の審査項目及び配点に基づいて審査し、審査の結果、提案者の中から上位3者を選定する。

ハ 一次審査(書類審査)結果の通知

令和7年6月9日(月)に全ての提案者に審査結果を電子メールで通知する。

(2) プレゼンテーション審査 ※詳細は別途案内する。

イ 実施日(予定) 令和7年6月11日(水)

ロ 実施会場 宮城県行政庁舎内又は周辺会議室

ハ 審査の実施方法

(イ) プレゼンテーションへの出席者は本業務で予定する管理技術者の出席を必須とし、1者につき4人以内とする。

(ロ) 1者当たりの持ち時間は25分程度(説明15分以内、質疑応答10分程度)と

- し、順次、個別に行うものとする。
- (ハ) 事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布や、資料の差し替え等は認めない。
- (ニ) モニタを準備するので、プレゼンテーションにパソコンを使用する際は持参すること。
- (ホ) プレゼンテーションに要する経費は、提案者の負担とする。
- (ヘ) 審査結果については、令和7年6月13日（金）にプレゼンテーション審査に出席した提案者に対して文書で通知する。

3 審査項目及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

審査項目		配点	
		一次審査 (書類審査)	プレゼンテーション 審査
業務実績等	a 近年の国内水道事業体での受託業務実績は十分であるか。 b 水道事業体の規模に限らず受託実績があるか。 c 水道事業体向けに事業運営の参考となる情報をホームページ等で公開しているか。	20	20
業務実施体制	a 業務実施にあたって、担当者の役割分担が明確に示されているか。 b 業務工程が明確に示されているか。 c 要求水準書の内容を理解しているか。 d 業務が確実に遂行できる実施体制を構築しているか。	20	20
要求水準の提案	a 要求水準を達成するために、どのような取組方針のもと、対応しようとしているか。 b 提案内容は、要求事項及びその水準をすべてクリアしているか。	20	20
要求水準以上の付加価値	a 要求事項ではないが、委託成果の価値が向上する提案を盛り込んでいるか。 b 要求事項ではないが、水道事業経営の課題解決につながる提案を含めているか。 c 漏水発見率が向上する方策など、成果品を活用した水道事業管理運営への効果的な提案がなされているか。 d 成果品を活用した水道利用者に対する情報発信の提案がなされているか。	40	40
合 計		100	100

【評価合計点の算出方法】

選定委員会では、審査項目ごとに以下のA～Fの評価を行い、配点に評価係数を乗算・合計することにより評価合計点を算出する。

	A	B	C	D	E	F
評価	特に優れている	優れている	標準	やや劣る	劣る	評価しない
評価係数	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0

4 選考結果の公表

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価合計点等を共同発注協議会事務局（山元町）のホームページに公表する。

ただし、評価合計点第1位の者以外は、個別の評価合計点が特定できないよう配慮する。

第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 本実施要領等に従っていない場合
- (3) 同一の応募者が二つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案への参加を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。

第8 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用

本業務による成果品の著作権は参加団体に帰属するものとし、参加団体は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、参加団体が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

(2) 成果物の権利等

イ 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

ロ 成果物について、参加団体に対し受注者は著作権人格権の行使を行わないものとする。

(3) 機密の保持

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等、関係例規を遵守しなければならない。

(5) 支払い条件

請負代金は完了時に一括払する。

2 その他

(1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 本業務により得られた成果は、全て参加団体に帰属するものとする。

(3) 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

(4) 本業務の実施に関して、提案を受けた要求水準以上の付加価値部分の実施範囲については、参加団体と事業者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次参加団体と協議することとする。

(5) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、参加団体が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得て提案書の内容を無償で利用できる。なお、提案書類等は参加団体の情報公開条例等に基づき公表されることがある。

(6) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る参加団体の予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

第9 問い合わせ先

令和7年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務の共同発注協議会事務局

山元町建設水道課上下水道班（山元町役場1階）

〒989-2292 宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山32

電話 0223-29-4951

電子メール kensui.j@town.miyagi-yamamoto.lg.jp